

職員配置基準の改正について

令和6年3月

札幌市子ども未来局施設運営課 作成



令和6年4月に配置基準が改正されます！

令和6年4月に以下の省令が改正されることから、対応する市条例も改正することとなります。

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

➡ 札幌市児童福祉法施行条例

対象施設： 保育所・地域型保育事業所・保育所型認定こども園



令和6年4月に配置基準が改正されます！

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）
 - ➔ 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
対象施設：幼保連携型認定こども園
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）
 - ➔ 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
対象施設：幼保連携型認定こども園以外の認定こども園



具体的な改正内容について

以下のとおり、配置基準が改正されます。

現行	改正後
乳児 おおむね3人につき1人以上	乳児 おおむね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上	満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人以上	満3歳以上満4歳に満たない幼児 <u>おおむね15人につき1人以上</u>
満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人以上	満4歳以上の幼児 <u>おおむね25人につき1人以上</u>



改正後の配置基準の適用時期について

各省令の施行日	市条例の改正時期及び施行日
令和6年4月1日	令和6年夏頃を予定

各省令と市条例の改正時期が異なりますが、省令において、

「施行の日から起算して1年を超えない期間内において、新基準の規定による基準に従い定める条例が制定施行されるまでの間は、新基準の規定による基準は、指定都市等の条例で定める基準とみなす。」

と定められているため、市条例改正前であっても改正後の配置基準が適用されることとなります。



改正後の配置基準を適用できない場合について

改正後の配置基準は令和6年4月から適用されるため、各施設におかれましては、改正後の配置基準を満たせるよう保育士等の確保をお願いいたします。

ただし、改正後の省令では

「保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の基準を適用しない。」

と定められていることから、**やむを得ず保育士等の配置が困難である場合**には、従来の配置基準としても差し支えないこととされています。



改正後の配置基準を適用できない場合について

市としては、改正後の配置基準により保育士等を配置していただきたいため、令和6年4月以降、当該配置基準により保育士等の配置を行っていないことが確認された場合には、指摘させていただくことになります。

保育士等を配置できないやむを得ない事情があるときには、その旨説明をお願いいたします。



公定価格の加算と改正後の配置基準の関係について

現行の「チーム保育推進（加配）加算」を取得している施設では、既に改正後の4歳児以上の配置基準（25：1）を満たしている状態です。

現行の「3歳児配置改善加算」を取得している施設では、既に改正後の3歳児の配置基準（15：1）を満たしている状態です。

➔ 上記の加算をいずれも取得できていない場合は、改正後の配置基準を満たすかどうか確認が必要です。



具体的な改正内容について

以下の計算方法により、必要配置数を確認してください。

<例> 0歳児が5名、1歳児が10名、2歳児が9名、3歳児が25名、
4歳児が20名、5歳児が15名

現行の基準	改正後の基準
0歳児 $5 \div 3 = 1.66 \rightarrow 1.6$	0歳児 $5 \div 3 = 1.66 \rightarrow 1.6$
1・2歳児 $19 \div 6 = 3.16 \rightarrow 3.1$	1・2歳児 $19 \div 6 = 3.16 \rightarrow 3.1$
3歳児 $25 \div 20 = 1.25 \rightarrow 1.2$	3歳児 $25 \div 15 = 1.66 \rightarrow 1.6$
4・5歳児 $35 \div 30 = 1.16 \rightarrow 1.1$	4・5歳児 $35 \div 25 = 1.4 \rightarrow 1.4$
計 $1.6 + 3.1 + 1.2 + 1.1 = 7$	計 $1.6 + 3.1 + 1.6 + 1.4 = 7.7$
必要配置数 7名	必要配置数 8名



公定価格の加算と改正後の配置基準の関係について

4・5歳児の職員配置

チーム保育推進（加配）
加算を取得している

NO

Yes

改正後の配置基準が実現

4・5歳児 (25:1)	3歳児 (15:1)
-----------------	---------------

Yes

3歳児の職員配置

3歳児配置改善加算を
取得している

NO

職員配置（新基準）【3歳児（15：1）、4・5歳児（25：1）】を満たさない可能性あり。
4ページ記載の「改正後の配置基準（例）」をもとに、職員配置の確認が必要。

新基準を
下回る

改正後の配置基準を満たすよう、すみやかに保育士等の確保をお願いします。 ※1※2

※1 公定価格上の加算項目である3歳児配置改善加算や4・5歳児配置改善加算（仮称）をご活用ください。

※2 令和6年度から「4・5歳児配置改善加算（仮称）」が新設され、チーム保育推進（加配）加算を取得していない施設において、25：1以上の職員配置を実現するための追加経費相当額が措置されます。